

都市計画法に基づく許認可等審査基準（都市計画法第 34 条第 1 号）の一部改正案
に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

| | |
|------------|---|
| 政策等の題名 | 都市計画法に基づく許認可等審査基準（都市計画法第 34 条第 1 号）の一部改正 |
| 政策等の案の公表の日 | 令和 3 年 2 月 15 日（月） |
| 意見提出期間 | 令和 3 年 2 月 15 日（月）から令和 3 年 3 月 15 日（月）まで |
| 市民への周知方法 | 市ホームページへの掲載及び意見募集要項・関連資料の配布 開発審査課、行政情報センター、地域センター及び図書館 |

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

| | |
|-------------|-----------|
| 意見数（意見提出者数） | 10 件（2 人） |
| インターネット | 1 人 |
| ファクシミリ | 0 人 |
| 郵送 | 0 人 |
| 直接持参 | 1 人 |
| 無効な意見提出 | 0 人 |

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次の
とおりです。

〈総括表〉

| 区分 | 意見の考慮の結果 | 件数 |
|----|-----------------------|-----|
| A | 意見を踏まえ、政策等に反映したもの | 0 件 |
| B | 意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの | 0 件 |
| C | 今後の検討のために参考とするもの | 1 件 |
| D | その他（質問など） | 9 件 |

<具体的な内容及びそれに対する市の考え方>

| | 意見等の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（回答等） |
|---|---|----|--|
| 1 | なぜ診療所のうち、歯科診療所を除くのですか？ | D | 診療所の数は全国平均を下回る診療科目があり、地域医療体制の構築の観点から、今回は診療所を対象としたものです。 |
| 2 | なぜ織物・衣服・身の回り品小売業や牛乳、米穀類小売店は削除され、各種食料品小売業、コンビニエンスストア等は削除されないのですか？ | D | 削除する店舗については、これまでの許可申請実績を踏まえ削除するものです。 |
| 3 | なぜその他の小売業のうち農耕用品小売業等は削除されず、スポーツ用品・眼鏡小売業、花小売業等は削除されるのですか？ | | |
| 4 | 新旧対照表の改正前に「豆腐・かまぼこ等加工食品小売業」や「書籍・文房具小売業」がないのに改正後には記載されていますが、ここで追加されるのですか？ | | |
| 5 | 新旧対照表の改正前に「すし店」があるのに改正後には記載されていませんが、ここで削除されるのですか？ | | |
| 6 | 新旧対照表では「かじ業（農業用器具修理業等）」に変更がありませんが、2改正内容（1）内容ア削除する業種に記載のある「かじ業」とはどのことを指していますか？ | D | 誤記載のため、2改正内容（1）内容ア削除する業種に記載の「e 修理業 かじ業」を削除します。 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 7 | A T Mを含む普通銀行（中央銀行を除く。）と郵便貯金銀行を追加して、信託銀行を追加しない理由はなぜですか？ | D | 既存集落における住民の利便性を考慮し、今回は主に預貯金の取扱いを行う普通銀行と郵便貯金銀行を追加し、主に信託業務を行う信託銀行は追加しません。 |
| 8 | 新旧対照表の改正後の自動車整備業の備考に（9094）とありますが、自動車整備業の日本標準産業分類の分類番号と違っていています。 | D | 誤記載のため、新旧対照表の改正後の自動車整備業の備考に記載の（9094）を削除します。 |
| 9 | 資料に誤りがあった場合、意見募集の期間は延長されますか？ | D | 延長はしません。 |
| 10 | 小田原市独自の許可基準はやめた方が良いかどうかを考えるべきではないか。 | C | 今回の改正に係る都市計画法第 34 条第 1 号の審査基準については、神奈川県や県内各市とほぼ同様の取扱いをしております。 |

<その他、修正点>

| | 修正資料 | 修正箇所 | 修正内容 |
|---|------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 新旧対照表（改正前、改正後）別表第 1 日常生活上必要な店舗等の業種 | 大分類：宿泊業飲食サービス業 中分類：飲食店 | 小分類に「喫茶店：767」を記載する。 |
| 2 | 新旧対照表（改正前）別表第 1 日常生活上必要な店舗等の業種 | 大分類：小売業 中分類：飲食料品小売業 | 削除項目として、小分類に「乾物小売業：5898」を記載する。 |
| 3 | | 大分類：小売業 中分類：織物・衣服・身の回り品小売業 | 削除項目として、小分類に「靴・履物小売業：574」を記載する。 |